

いちはらうまいもの会規約

平成 21 年 8 月 1 日

発起人 中村 雅人

いちはらうまいもの会 実施規約

第1条(名称)

本会は、いちはらうまいもの会と称する。

第2条(事務所所在地)

本会の事務所は、市原商工会議所事務所内に置く。

第3条(目的)

個人飲食店は個々に優れた品目を有しているが、P R等の宣伝広告に限界がある。個人の力だけでは解決に困難な問題を打開するために本会を設け、以下各号を目的とする。

1. 本会は相互扶助の精神に基づき、飲食店の優れた逸品を広く周知するとともに新たな商品技術を創造するために必要な交流、情報交換、共同事業を行なう。
2. 本会は地域の消費者に安心と安全、優良店のイメージを向上させ、事業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与する。

第4条(実施内容)

1. 本会推奨として消費者に提供する品目(以下、「推奨メニュー」という。)の作成
2. 本会のぼり旗の設置
3. 本会ホームページへ推奨メニューの情報の掲載
4. 本会広告(以下、「飲食店マップ」という。)へ推奨メニューの情報の掲載

第5条(推奨メニューの要件)

推奨メニューは、本会に所属している個店が提供し、且つ、当該各号の要件を満たすものとする。

1. 本会にて承認を得たもの。
2. 推奨メニューの金額の上限は2千円とし、その範囲内で消費者に提供すること。
3. 推奨メニューは「御膳」、「丼」、「定食」等名称を問わず、消費者に「食事」を提供すること。また、「食事」の概念においては、別途本会の承認を得たものとする。

第6条(加盟店)

本会の加盟店は、以下の条件をすべて満たす店舗であって、且つ、本会要綱第4条の要件を満たすものとする。

1. 本会が行う地域飲食ブランド創出事業の目的に賛同する。
2. 市原市内で事業を営む法人、個人であって市原市内に本店が所在していること。
3. 調理技術、接客技術の向上、店舗内外の清潔感等、模範になること。
4. 本会及び市原商工会議所が実施する地域飲食ブランド創出事業の会議に参加すること(代理出席を含める)。参加できない場合でも、後日議題について推進委員若しくは市原商工会議所職員と談論し、参加等に意欲的と認めることが出来ること。
5. 千葉県産の酒類を必ず一つ提供できる店舗。
6. 納税要件を満たすもの。

第7条(加盟店の脱退)

本会を脱退する場合は、その旨を速やかに届出なければならない。

本会の運営及びクレームに繋がる行為を行う事業所については、脱退を命ずる。
尚、既納負担金及び資産の分配は行なわない。

第8条(組織)

本会の組織体制は、別添組織フロー図によるものとし、参加店の互選により推進委員を置き、市原商工会議所の行なう地域飲食ブランド創出事業が円滑に行われるよう相談等の連絡調整にあたる。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 推進委員長 | 1名 |
| 2. 推進委員 | 若干名 |
| 調整役 | 市原商工会議所 他 |

第9条(会議の種類)

本事業に次の会議を置く。

1. 推進委員会は、推進委員長が必要なときに招集し、議長となる。
2. 参加店全体会議は、随時開催する。

第10条(会計)

本事業の会計は、4月1日から翌年3月31日までとする。

会計報告は、加盟店全体会議にて承認を得る

第11条(収入)

本事業の経費は会費、広告収入その他の収益を以ってあてる。

- | | |
|-----|---|
| 加入金 | 1万円とし、のぼり旗5本を支給する。 |
| 年会費 | 1万円とし、加入次年度より交換用のぼり旗2本を
会費徴収の際に支給する。 |

その他、事業の必要に応じ徴収する。

のぼり旗 のぼり旗を追加する場合1本1千円(税込み)とする

付則 この規約は平成21年8月1日より施行する。

改正 平成21年10月5日より施行する。